

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件四件 六七
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六八
  - 道路の区域を変更する件二件 六九
- 公 告**
- 争議行為を行う旨通知があつた件 六〇
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件 六一
  - 一般競争入札を行う件 六二

## 告 示

### 福島県告示第八百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四〇番ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

三

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成三十年十月二十三日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第八百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり  
届出年月日  
平成三十年十月二十三日
- 五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社  
〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか  
変更した事項
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり  
三 変更した年月日  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり  
届出年月日  
平成三十年十月二十三日
- 五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社  
〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月六日から平成三十一年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか  
変更した事項
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 富田 哲朗  
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号  
(変更後) 東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二  
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり  
三 変更した年月日  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成三十年四月一日  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり  
届出年月日  
平成三十年十月二十五日
- 五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社  
〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三

十年十一月六日から同年十二月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ダイユーエイト喜多方店 福島県喜多方市字台三五五七番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八百二十一号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道中野 須賀川線	須賀川市吉美根字猿田 原七番一地从先から 同 市吉美根字土橋 五九番一地从先まで	変更前	六・四〇 一三・六	五二〇・〇
		変更後	八・五〇 一五・五	五二〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第八百二十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長

路線	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川二本松線	須賀川市南町九五番一 地先から 同 市大町三〇〇番 地先まで	七・二〇 四三・三	五〇〇・〇
	変更後	一六・〇〇 四三・三	五〇〇・〇

(道路計画課)

**公 告**

**公告第二百四十七号**

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成三十年十月二十六日付けで通知があった。  
 平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 日時 平成三十年十一月八日から問題解決までの期間
- 場所 大原総合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、瑞厚生病院、瑞厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

## 公告第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により、木戸川地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は、平成三十年九月二十五日完了したので公告する。

平成三十年十一月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

## 公告第249号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年11月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ドローンOTA評価試験システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年9月30日（月）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年12月3日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年12月3日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年11月6日(火)から同年12月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大ききの用紙24枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年11月14日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年11月14日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年12月18日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日(月)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : OTA evaluation test system for drone lset

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 18 December 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 December 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)